

セグメント情報等と過年度遡及修正

1. セグメント情報等の開示に関する会計基準等が取り扱う開示の範囲
 - セグメント情報等の範囲は、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（以下「セグメント基準」という。）に定められている。
 - ・ セグメント情報 ⇒ 報告セグメント別の利益（又は損失）、資産及び負債等の開示（第 17 項～第 28 項¹）
 - ・ 関連情報（第 29 項～第 32 項）
 - ✓ 製品及びサービスに関する情報 ⇒ 製品・サービス区分別の売上高の開示
 - ✓ 地域に関する情報 ⇒ 国内・海外別の売上高及び有形固定資産の開示
 - ✓ 主要な顧客に関する情報 ⇒ 主要な顧客の名称及び売上高等の開示（第 32 項）
 - ・ 固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報（第 33 項）
 - ・ のれんに関する報告セグメント別情報（第 34 項）
2. セグメント情報等の過年度情報への遡及処理の基本的な考え方
 - セグメント情報の開示については、セグメント基準によりマネジメント・アプローチに基づき開示されることとなる。当該アプローチは、企業の経営者が、事業セグメントに資源配分をする意思決定を行い、その業績を評価する目的で経営者に報告される金額に基づいて開示が行われる（第 23 項、第 46 項、第 50 項）。したがって、セグメント情報の開示は、セグメント情報の中で完結しているため、基本的には財務諸表の遡及処理とはリンクしない。また、セグメント情報については過年度への一定の遡及処理の手続きが既に定められている。ただし、遡及処理によりセグメント情報が影響を受ける場合はある。
 - 関連情報、固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報とのれんに関する報告セグメント別情報については、測定が財務諸表ベースで行われる規定（第 29 項、第 33 項及び第 34 項）となっているため、財務諸表の遡及処理との関係が生じ得ることとなる。
 - なお、過去の誤謬に関しての遡及処理についてはセグメント基準に定めはない。

¹ 参照基準は、基準名が無いものはセグメント基準とする。

【まとめ】

影響対象	遡及処理 発生元事象	財務諸表	セグメント情報等		
			セグメント情報	関連情報	減損、のれん
		会計方針の変更 表示方法の変更 誤謬	報告セグメントの量的な重要性の変化による変更 組織変更等によるセグメントの区分方法の変更 測定方法の変更 (誤謬)		
財務諸表		—	影響を受けない	—	—
セグメン ト情報等	セグメント情報	影響を受け得る	—	—	—
	関連情報	影響を受け得る	影響を受け得る	—	—
	減損、のれん	影響を受け得る	影響を受け得る	—	—

3. セグメント情報の遡及処理

- セグメント情報における過年度への遡及処理については、セグメント基準では以下の3つの場合について定められている。

セグメント基準 における遡及処理	現行セグメント基準での取扱い	遡及基準での 遡及処理要件
①報告セグメントの 量的な重要性の変化 による変更	(必須) 報告セグメントとして開示する事業セグメントの 範囲を変更した旨及びセグメント情報に与える影響を開 示する。 (任意) 前年度のセグメント情報を、当年度の報告セグメ ントの区分により作り直したものと比較して開示する。	該当する 表示方法の変更
②組織変更等による セグメントの区分方 法の変更	(P-1) 前年度のセグメント情報を当年度の区分方法によ り作り直した情報を開示する。 (P-2) P-1 が実務上困難な場合、当年度のセグメント情 報を前年度の区分方法により作成した情報を開示するこ とも可。 (P-3) P-2 の実施も実務上困難な場合、当該開示を行う ことが実務上困難な旨及びその理由を記載することで対 応可。	該当しない 会計方針の変更 ではない
③測定方法の変更	(必須) 測定方法を変更した理由及び当該変更がセグメン ト情報に与える影響（影響額）を開示する。 (推奨) 前年度のセグメント情報を当年度の事業セグメン トの利益（又は損失）の測定方法に基づき作り直した情報 を開示する。	該当しない 会計方針の変更 ではない

● 検討の方向性

案 1

①について前年度のセグメント情報を当年度の報告セグメントの区分により作り直した情報を開示することを求める。なお、②、③については遡及処理の要件に該当しないため修正は行わない。

量的基準

16. ある事業セグメントの量的な重要性の変化によって、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の報告セグメントの区分により作り直した情報~~セグメント情報に与える影響~~を開示しなければならない。ただし、前年度のセグメント情報を当年度の報告セグメントの区分により作り直した情報を開示することが実務上困難な場合（本会計基準では、必要な情報の入手が困難であって、当該情報を作成するために過度の負担を要する場合には、実務上困難なものとする。以下同じ。）には、セグメント情報に与える影響を開示することができる。

第 16 項で実務上困難な場合を記載したことによる技術的な修正。

27. 企業の組織構造の変更等、企業の管理手法が変更されたために、報告セグメントの区分方法を変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示するものとする。ただし、前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示することが実務上困難な場合（本会計基準では、必要な情報の入手が困難であって、当該情報を作成するために過度の負担を要する場合には、実務上困難なものとする。以下同じ。）には、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を開示することができる。

76. 事業セグメントの量的な重要性が変化した結果、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合には、その旨及び~~セグメント情報に与える影響を開示するものとした（第 16 項参照）~~。この場合、前年度のセグメント情報を、当年度の報告セグメントの区分により作り直したものと比較して開示するものとするが、これにより、前年度のセグメント情報との比較可能性が確保されるものと考えられる~~ことも考えられる~~。ただし、後者を開示することが実務上困難な場合には、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を開示することができるとしている（第 16 項参照）。

案２

当該セグメント情報は、セグメント区分の括りの問題であり、情報としてはインパクトが低いため、敢えて作成者に負担を負わせて情報提供を行う必要性に乏しいと考えられるから、修正は行わない。

<参考>国際会計基準等の取扱い

	日本基準	IFRS 第 8 号	米国会計基準 Topic 280 (SFAS 第 131 号)
①	<p>量的基準</p> <p>(第 16 項) ある事業セグメントの量的な重要性の変化によって、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合には、その旨及びセグメント情報に与える影響を開示しなければならない。</p> <p>(第 76 項) 事業セグメントの量的な重要性が変化した結果、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合には、その旨及びセグメント情報に与える影響を開示するものとした。この場合、前年度のセグメント情報を、当年度の報告セグメントの区分により作り直したものと比較して開示することも考えられる。</p>	<p>量的基準</p> <p>(第 18 項) 量的基準のため、ある事業セグメントを当期に報告セグメントとして識別する場合には、当該セグメントが前期に第 13 項の報告すべき基準を満たさなかった場合でも、必要な情報が入手できず、それを作成する費用が過大であると見込まれない限り、比較目的で表示する前期のセグメント資料を修正再表示して、この新たに報告セグメントを一個の独立したセグメントとして反映させなければならない。</p>	<p>量的基準値</p> <p>(第 23 項) 量的基準値のため、ある事業セグメントを当期に報告すべきセグメントとして識別する場合には、当該セグメントが前期中に第 18 項中の報告すべき基準を満たさなかった場合でも、そうすること事実上不可能でない限り、比較目的で表示する前期のセグメント資料を修正再表示して、この新たに報告すべきセグメントを一個の独立したセグメントとして反映させなければならない。本基準書の目的上、必要な情報が入手できず、それを作成する費用が過大であると見込まれる場合には、情報を表示することが実務上不可能であるとみなす。</p>
②	<p>組織変更等によるセグメントの区分方法の変更</p> <p>(第 27 項) 企業の組織構造の変更等、企業の管理手法が変更されたために、報告セグメントの区分方法を変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の区分方法によ</p>	<p>以前に報告した情報の修正再表示</p> <p>(第 29 項) 企業が、その報告セグメントの構成を変更する原因となるような方法により、その内部組織の構造を変更した場合には、情報が</p>	<p>以前に報告した情報の修正再表示</p> <p>(第 34 項) 企業が、その報告すべきセグメントの構成を変更する原因となるような方法により、その内部組織の構造を変更した場合には、実</p>

<p>り作り直した情報を開示するものとする。ただし、前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示することが実務上困難な場合（本会計基準では、必要な情報の入手が困難であって、当該情報を作成するために過度の負担を要する場合には、実務上困難なものとする。以下同じ。）には、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を開示することができる。</p> <p>（第 28 項）前項の開示を行うことが実務上困難な場合には、当該開示に代えて、当該開示を行うことが実務上困難な旨及びその理由を記載しなければならない。また、前項の開示は、セグメント情報に開示するすべての項目について記載するものとするが、一部の項目について記載することが実務上困難な場合は、その旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>（第 88 項）本会計基準では、企業の組織構造の変更等により報告セグメントを変更する場合には、事実の変化によるセグメントの区分方法の変更として取り扱い、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示するものとするが、後者を開示することが実務上困難な場合には、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を開示することができるとしている（第 27 項参照）。ただし、企業が従来とは大きく異なる組織体</p>	<p>入手不能でない又はそれを作成する費用が高すぎない限り、中間期間を含む、変更前の期間について対応する情報を修正再表示しなければならない。情報が入手不能か又はそれを作成する費用が高すぎるかどうかの決定は、個々の開示項目で行う。報告セグメントの構成の変更に伴い、企業は変更前の期間のセグメント情報の対応項目を修正再表示したか否かを開示しなければならない。</p> <p>（第 30 項）企業が、その報告セグメントの構成を変更する原因となるような方法により、その内部組織の構造を変更した場合で、中間期間を含む、変更前の期間のセグメント情報を当該変更を反映して修正再表示しない場合には、企業は、当該変更の発生した年度に、必要な情報が入手不能でない又はそれを作成する費用が高すぎない限り、セグメントの分割に使用した古い基準と新しい基準の双方によって当期のセグメント情報を開示しなければならない。</p>	<p>務上不可能でない限り、中間期間を含む変更前の期間について対応する情報を修正再表示しなければならない。したがって、企業は、実務上修正再表示できる個々の開示項目を修正再表示しなければならない。ただし、実務上修正再表示できない個別項目があれば、それを修正再表示する必要はない。報告すべきセグメントの構成の変更に伴い、企業は変更前の期間のセグメント情報の対応項目を修正再表示したか否かを開示しなければならない。</p> <p>（第 35 項）企業が、その報告すべきセグメントの構造を変更する原因となるような方法により、その内部組織の構造を変更した場合で、中間期間を含む変更前の期間のセグメント情報を当該変更を反映して修正再表示しない場合には、企業は、当該変更の発生した年度中に、実務上不可能でない限り、セグメントの分割に使用した古い基準と新しい基準の双方によって当期のセグメント情報を開示しなければならない。</p>
--	--	---

	<p>制を採用した場合のように、当該情報を開示することが実務上困難な場合もあると考えられる。このような場合、本会計基準では、当該情報に代えて、その旨及びその理由を開示することとした（第 28 項参照）。</p>		
<p>③</p>	<p>事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更</p> <p>（第 24 項）企業は、第 19 項から第 22 項に基づいて開示する項目の測定方法について開示しなければならない。なお、企業は、少なくとも次の事項を開示しなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>(5)事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を前年度に採用した方法から変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響</p> <p>（第 86 項）事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を前年度に採用した方法から変更した場合、当該変更がセグメント情報に与える影響を開示することとされているが（第 24 項(5)参照）、測定方法の変更がセグメント情報に重要な影響を与えるときには、前年度のセグメント情報との比較可能性を確保する観点から、測定方法の変更による影響額そのものを開示する方法に代えて、前年度のセグメント情報を当年度の事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に基づき作り直した情報を開示することにより、その影響を開示することが望ましい。</p>	<p>測定</p> <p>（第 27 項）企業は報告すべき各セグメントのセグメント利益又は損失並びにセグメント資産及びセグメント負債の測定値について説明を行わなければならない。企業は最低限、以下の開示を行わなければならない。（中略）</p> <p>(e) 報告したセグメント利益又は損失を決定するために使用した測定方法を前の期間に採用した方法から変更した時は、その性質、及び当該変更がセグメント利益又は損失の測定値に与えた影響があればその金額</p> <p>（以下略）</p>	<p>測定</p> <p>（第 31 項）企業は報告すべき各セグメントのセグメント利益又は損失及びセグメント資産の測定値について説明を行わなければならない。企業は最低限、以下の開示を行わなければならない。（中略）</p> <p>(d) 報告したセグメント利益又は損失を決定するために使用した測定方法を前の期間に採用した方法から変更した時はその性格、及び当該変更がセグメント利益又は損失の測定値に与えた影響があればその金額</p> <p>（以下略）</p>

<p>なお、事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更は、会計方針の変更として取り扱わないことに留意する必要がある。これは、財務諸表における会計方針の変更に伴って事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を変更した場合であっても同様である。</p>		
---	--	--

4. 財務諸表の遡及処理が行われた場合のセグメント情報の取扱い

- 遡及基準により財務諸表の遡及処理が行われ、前年度のセグメント情報等が影響を受ける場合²、前年度のセグメント情報等について修正して再表示を求めるのか検討する。
- 検討の方向性

案 1

財務諸表の遡及処理が行われ、前年度のセグメント情報等に影響がある場合に前年度のセグメント情報等について修正して再表示を行うことは自明であると考えられることや、IFRS 第 8 号や米国会計基準 Topic 280 において、財務諸表の遡及処理が行われた場合の変更前の期間のセグメント情報を修正再表示する取扱いについて記載がないことも鑑み、この点について、追加記載は行わない。

案 2

財務諸表の遡及処理が行われた場合の前年度のセグメント情報等を修正して再表示する取扱いをセグメント基準の結論の背景に記載する。

遡及処理による前年度のセグメント情報等の取扱い

（結論の背景の適用時期等の直前に記載）

98. 企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に従い、会計方針の変更又は過去の誤謬の訂正により財務諸表の遡及処理を行った場合は、前年度のセグメント情報等について、遡及処理後の財務情報により作り直した情報を開示するものとする。

以 上

² 2 頁【まとめ】の通り、財務諸表の遡及処理が行われた場合には、セグメント情報、関連情報、固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報、のれんに関する報告セグメント別情報が影響を受け得る。